令和５年度ブロック会議

１．センターの運営状況について
２．個人情報の取扱いについて
３．安全就業について
４．配分金にかかる『税』について
５．連絡事項

大府市シルバー人材センター

1．センターの運営状況について（12月時点）

	令和4年度	令和5年度	前年比
会員数	665人	647人	97.3% (△18)
「紹介カード」による入会者数	11人	20人	181.8% (+9)
受託・独自事業（契約金額実績）	249,674千円	251,220千円	100.6% (+1,546)
派遣事業（〃）	35,913千円	35,787千円	99.6% (△126)
合計	285,587千円	287,007千円	100.5% (+1,420)

1．配分金・賃金の支払い状況について（12月時点）

	令和4年度	令和5年度	前年比
会員数	665人	647人	97.3% (△18)
「紹介カード」による入会者数	11人	20人	181.8% (+9)
受託・独自事業（配分金）	212,651千円	213,893千円	100.6% (+1,242)
派遣事業（賃金）	28,469千円	28,426千円	99.8% (△43)
合計	241,120千円	242,319千円	100.5% (+1,199)

２．個人情報の取扱いについて

（１）個人情報とは？

（２）取扱いに注意すべき書類は？

（３）保管する場合の注意点は？

（４）持ち出す場合の注意点は？

（５）廃棄する場合の注意点は？

（１）個人情報とは？

生存する個人に関する情報で、「特定の個人を識別できるもの」又は「個人識別符号」が含まれるもの」をいいます。

また、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を必要とするものとして政令、規則で定める記述等に含まれる個人情報を「要配慮個人情報」といいます。

個人情報

特定の個人を識別できるもの	氏名、生年月日、住所、顔写真等
個人識別符号	マイナンバー、免許証番号、基礎年金番号、各種保険証、顔、指紋、掌紋等
要配慮個人情報	人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等

（2）取扱いに注意すべき書類は？

事務局から受け取る「就業依頼書」や、「就業報告書」には、
氏名、住所、電話番号等の個人情報の記載がされています。

就業依頼書

受注番号　34103709　受付　令和 4年11月 4日

件名　網戸張り

発注者番号 [redacted]
発注者名
住所
電話番号　担当者名
発注者携帯　担当者電話

仕事の内容　網戸張り

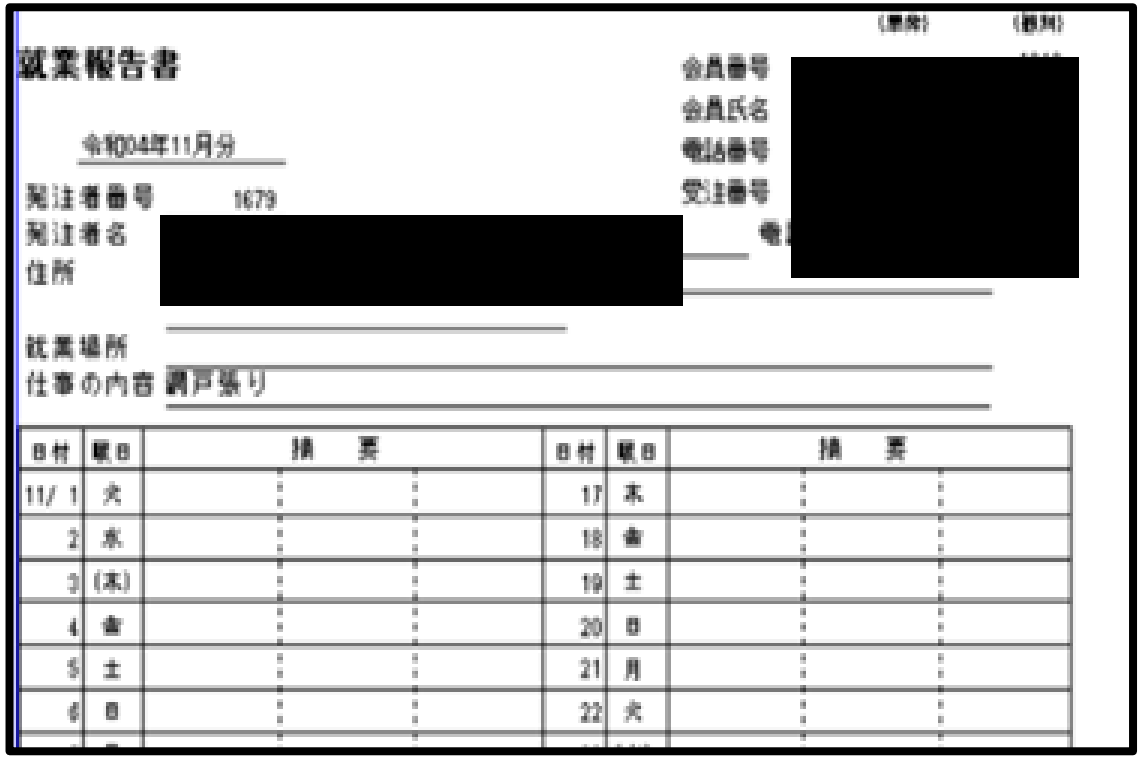

就業報告書

令和04年11月分

会員番号 [redacted]
会員氏名
電話番号
受注番号

発注者番号　1679
発注者名
住所

就業場所
仕事の内容　網戸張り

日付	曜日	摘要	日付	曜日	摘要
11/ 1	火		17	木	
2	水		18	金	
3	(木)		19	土	
4	金		20	日	
5	土		21	月	
6	日		22	火	

（3）保管する場合の注意点は？

個人情報が載った書類を紛失しないようにするため、自宅内の予め決めた引き出し等で保管しましょう。
また、持ち出しした場合には、必ず元の場所に戻すようにしましょう。

（4）持ち出す場合の注意点は？

就業先等に持ち出す場合は、必要最低限の書類のみとして、他は自宅内で保管しましょう。

持ち出した書類は、必ず自身の目の行き届く所で保持しましょう。

（5）廃棄する場合の注意点は？

シュレッダーにかける等、個人データの復元又は判読が不可能な方法により処分しましょう。

事務局が取り扱ったもので、個人での廃棄が難しい場合は、事務局までお持ちください。

３．安全就業について

（１）安全就業のポイント

（２）安全就業スローガン

（３）シルバー保険

（１）安全就業のポイント

・就業先に向かう場合は、時間に余裕を持って行動しましょう。

・刈払機や脚立等の器具類を使用する場合は、使用前に点検しましょう。

・体調が悪い日は無理せず休みましょう。

（2）安全就業スローガン

全国シルバー人材センター(令和3～5年度)

『いつまでも、働く喜び、無事故から』

大府市シルバー人材センター（令和5・6年度）

『安全は　ルールを守る　一歩から』

（3）シルバー保険

年度会費から
負担しています。

センターでは、会員が就業中に傷害などを被った場合や、会員が就業中に他人の身体や財物に損害を与えた場合に備えて**「シルバー保険」**に加入しています。

【団体傷害保険】

何かあった場合は、
速やかに連絡して
ください！

・会員がセンターから提供された仕事に従事している間
・センターが実施する講習会に出席している間
・会員の住居と仕事先との間の通常の経路を往復している間　など

【賠償責任保険】

・刈払機で、飛び石で隣接する民家や駐車中の窓ガラスを破損した場合
（会員同士の事故の場合は対象になりません）
・清掃作業中の物損や、塗装作業中に通行人に塗料を飛散した場合　など

４．配分金にかかる『税』について

（１）所得税について

（２）市県民税について

（1）所得税について

配分金は、年金と同じ『雑所得』として扱われます。
収入額により、確定申告する必要があります。
（納期限の3月15日まで）

年金収入が400万円以下で、シルバーの配分金のみの場合、1年間の配分金の合計が55万円以下であれば確定申告する必要はありません。

（2）市県民税について

１月１日現在で、大府市内に住所があり、
１年間の配分金の合計が55万円を超える場合は、
３月15日までに、市役所税務課へ申告書を提出してください。

確定申告に関する詳細は別紙の
「配分金にかかる確定申告について」
を確認してくだい！

５．連絡事項

（１）除草班リーダー会議

令和6年3月22日（金）13時30分から　石ヶ瀬会館　大会議室

（2）令和6年度定時総会

令和6年6月8日（土）9時30分から　石ヶ瀬会館　ホール

第2土曜日